第十三条の二第一項第一号	［略］	普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の八第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第十三条の二第一項第二号及び第三号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

第十三条の二第一項第一号	［略］	合併特例区の長等（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の八第一項に規定する合併特例区の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第十三条の二第一項第二号及び第三号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十三条の二第一項第一号	［同上］	普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第十三条の二第一項第二号及び第三号	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

第十三条の二第一項第一号	［同上］	合併特例区の長等（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する合併特例区の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第十三条の二第一項第二号及び第三号	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

その他告示

○公正取引委員会消費者庁告示第七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、化粧石けんの表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第八十四号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月二十六日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　化粧石けん公正取引協議会（委員長　宮崎　悌二）の申請に係る化粧石けんの表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年七月三十日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

化粧石けんの製造業、販売業等

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

化粧石けんの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（定義） **第２条**　（略） ２　（略） ３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する化粧石けんの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 (1)　商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2)　見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3)　ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告	（定義） **第２条**　（略） ２　（略）